

平成28年度予算議案

徳島市

①

目

次

議案第 1 号	平成28年度徳島市一般会計予算	1	ページ
議案第 2 号	平成28年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算	13	〃
議案第 3 号	平成28年度徳島市食肉センター事業特別会計予算	23	〃
議案第 4 号	平成28年度徳島市下水道事業特別会計予算	29	〃
議案第 5 号	平成28年度徳島市奨学事業特別会計予算	37	〃
議案第 6 号	平成28年度徳島市土地取得事業特別会計予算	43	〃
議案第 7 号	平成28年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	49	〃
議案第 8 号	平成28年度徳島市介護保険事業特別会計予算	55	〃
議案第 9 号	平成28年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算	61	〃
議案第 10 号	平成28年度徳島市職員給与等支払特別会計予算	67	〃
議案第 11 号	平成28年度徳島市中央卸売市場事業会計予算	73	〃
議案第 12 号	平成28年度徳島市商業観光施設事業会計予算	77	〃
議案第 13 号	平成28年度徳島市水道事業会計予算	83	〃
議案第 14 号	平成28年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算	89	〃
議案第 15 号	平成28年度徳島市市民病院事業会計予算	93	〃

平成 28 年度 徳島市 一般会計 予算

平成28年度徳島市一般会計予算

平成28年度徳島市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ94,110,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当(賃金に係る職員手当を除く。)及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じたときと定める。

平成28年3月3日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 税		39,449,530
	1 市 民 税	17,980,093
	2 固 定 資 産 税	16,393,852
	3 軽 自 動 車 税	683,849
	4 た ば こ 税	1,817,919
	5 都 市 計 画 税	2,573,817
2 地 方 譲 与 税		587,800
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	159,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	428,000
	3 特 別 と ん 譲 与 税	800
3 利 子 割 交 付 金		26,000
	1 利 子 割 交 付 金	26,000
4 配 当 割 交 付 金		455,000
	1 配 当 割 交 付 金	455,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		296,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	296,000
6 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		36,000

款	項	金 額
	1 ゴルフ場利用税交付金	36,000
7 地方消費税交付金		5,008,000
	1 地方消費税交付金	5,008,000
8 自動車取得税交付金		82,000
	1 自動車取得税交付金	82,000
9 地方特例交付金		102,000
	1 地方特例交付金	102,000
10 地方交付税		9,227,000
	1 地方交付税	9,227,000
11 交通安全対策特別交付金		66,000
	1 交通安全対策特別交付金	66,000
12 分担金及び負担金		1,220,558
	1 負担金	1,220,558
13 使用料及び手数料		1,708,101
	1 使用料	1,112,196
	2 手数料	595,905
14 国庫支出金		18,110,677
	1 国庫負担金	15,820,886
	2 国庫補助金	2,174,632
	3 国庫委託金	115,159

款		項	金 額
15 県 支 出 金			6,613,919
	1 県 負 担 金		4,589,599
	2 県 補 助 金		1,643,122
	3 県 委 託 金		381,198
16 財 産 収 入			145,327
	1 財 産 運 用 収 入		97,327
	2 財 産 売 払 収 入		48,000
17 寄 附 金			114,250
	1 寄 附 金		114,250
18 繰 入 金			1,431,508
	1 基 金 繰 入 金		1,431,508
19 諸 収 入			1,943,530
	1 延 滞 金		70,000
	2 預 金 利 子		11,400
	3 貸 付 金 元 利 収 入		975,438
	4 受 託 事 業 収 入		68,000
	5 雑 入		818,692
20 市 債			7,486,800
	1 市 債		7,486,800
歳 入 合 計			94,110,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		562,630
	1 議 会 費	562,630
2 総 務 費		7,604,761
	1 総 務 管 理 費	6,043,516
	2 徴 税 費	943,978
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	363,634
	4 選 挙 費	130,183
	5 統 計 調 査 費	46,911
	6 監 査 委 員 費	76,539
3 民 生 費		44,067,030
	1 社 会 福 祉 費	18,855,241
	2 児 童 福 祉 費	13,946,499
	3 生 活 保 護 費	11,264,890
	4 災 害 救 助 費	400
4 衛 生 費		9,406,900
	1 保 健 衛 生 費	4,711,215
	2 清 掃 費	4,695,685

款		項	金 額
5	勞 働 費		57,975
		1 勞 働 諸 費	57,975
6	農 林 水 産 業 費		1,005,378
		1 農 林 水 産 業 費	423,700
		2 農 地 費	581,678
7	商 工 費		2,435,419
		1 商 工 費	2,435,419
8	土 木 費		8,985,040
		1 土 木 管 理 費	261,562
		2 道 路 橋 り よ う 費	2,128,770
		3 河 川 及 び 排 水 施 設 費	825,951
		4 港 湾 費	2,169
		5 都 市 計 画 費	5,048,395
		6 住 宅 費	718,193
9	消 防 費		2,766,458
		1 消 防 費	2,766,458
10	教 育 費		7,958,674
		1 教 育 総 務 費	987,202
		2 小 学 校 費	1,157,187

款	項	金 額
	3 中 学 校 費	790,379
	4 高 等 学 校 費	882,732
	5 幼 稚 園 費	1,118,524
	6 学 校 給 食 費	1,258,633
	7 社 会 教 育 費	1,329,850
	8 保 健 体 育 費	434,167
11 災 害 復 旧 費		30,000
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	23,000
	2 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	7,000
12 公 債 費		9,179,735
	1 公 債 費	9,179,735
13 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出	合 計	94,110,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
漁 業 近 代 化 資 金 利 子 補 給	平 成 2 9 年 度 か ら 平 成 3 4 年 度 ま で	2, 3 0 9

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎改修事業	44,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、平成59年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
地域総合整備資金貸付事業	200,000			
児童館整備事業	2,800			
葬斎場整備事業	96,200			
清掃運搬施設整備事業	19,200			
廃棄物処理施設整備事業	164,700			
し尿処理施設整備事業	26,000			
農地施設整備事業	160,200			
観光施設整備事業	610,000			
道路橋りょう整備事業	934,400			
急傾斜地崩壊対策事業	1,700			
排水施設整備事業	460,900			
都市計画事業	426,700			
公営住宅建設事業	111,200			
消防施設整備事業	248,300			
義務教育施設整備事業	87,600			
社会体育施設整備事業	9,800			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	27,500			
臨時財政対策	3,501,000			
退職手当	353,700			

平成 28 年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算

平成28年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算

平成28年度徳島市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,286,028千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

平成28年3月3日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		5,067,211
	1 国民健康保険料	5,067,211
2 使用料及び手数料		1,175
	1 手 数 料	1,175
3 国庫支出金		7,451,691
	1 国庫負担金	5,065,556
	2 国庫補助金	2,386,135
4 療養給付費交付金		609,300
	1 療養給付費交付金	609,300
5 前期高齢者交付金		6,242,748
	1 前期高齢者交付金	6,242,748
6 県 支 出 金		1,471,951
	1 県 負 担 金	224,973
	2 県 補 助 金	1,246,978
7 共同事業交付金		8,308,216
	1 共同事業交付金	8,308,216
8 繰 入 金		2,797,530

款	項	金 額
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,797,530
9 諸 収 入		336,206
	1 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	504
	2 雑 入	335,702
歳 入	合 計	32,286,028

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		488,657
	1 総 務 管 理 費	488,657
2 保 險 給 付 費		18,408,915
	1 保 險 給 付 費	18,408,915
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		3,025,021
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	3,025,021
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		3,039
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	3,039
5 老 人 保 健 拠 出 金		201
	1 老 人 保 健 拠 出 金	201
6 介 護 納 付 金		1,182,113
	1 介 護 納 付 金	1,182,113
7 共 同 事 業 拠 出 金		8,314,391
	1 共 同 事 業 拠 出 金	8,314,391
8 保 健 事 業 費		242,052
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	167,225
	2 保 健 事 業 費	74,827

款	項	金額
9 公 債 費		14,400
	1 公 債 費	14,400
10 諸 支 出 金		295,973
	1 諸 支 出 金	295,973
11 繰 上 充 用 金		301,266
	1 繰 上 充 用 金	301,266
12 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歲 出	合 計	32,286,028

第2表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 総 務 費	1 総 務 管 理 費	国民健康保険システム改修事業	134,568	28	48,384
				29	86,184

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険システム改修事業	平成28年度から平成34年度まで	443,874

平成28年度徳島市食肉センター事業特別会計予算

平成28年度徳島市食肉センター事業特別会計予算

平成28年度徳島市の食肉センター事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127,482千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120,000千円と定める。

平成28年3月3日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 収 入		41
	1 諸 収 入	41
2 県 支 出 金		10,000
	1 県 補 助 金	10,000
3 繰 入 金		90,841
	1 一 般 会 計 繰 入 金	90,841
4 市 債		26,600
	1 市 債	26,600
歳 入	合 計	127,482

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		127,182
	1 事 業 費	100,156
	2 公 債 費	27,026
2 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出	合 計	127,482

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
と畜場整備事業	26,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、平成59年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによる ことができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

平成 28 年度徳島市下水道事業特別会計予算

平成28年度徳島市下水道事業特別会計予算

平成28年度徳島市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,548,274千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当（賃金に係る職員手当を除く。）及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じたときと定める。

平成28年3月3日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		63,201
	1 負 担 金	63,201
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1,460,861
	1 使 用 料	1,460,556
	2 手 数 料	305
3 国 庫 支 出 金		722,300
	1 国 庫 補 助 金	722,300
4 繰 入 金		2,459,635
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,459,635
5 諸 収 入		10,049
	1 受 託 事 業 収 入	5,000
	2 雑 収 入	5,049
6 市 債		1,741,600
	1 市 債	1,741,600
7 繰 越 金		90,628
	1 繰 越 金	90,628
歳 入	合 計	6,548,274

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 下 水 道 費		6,545,274
	1 管 理 費	1,259,580
	2 建 設 費	2,201,554
	3 便 所 水 洗 化 費	15,050
	4 公 債 費	2,808,160
	5 諸 費	260,930
2 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出	合 計	6,548,274

第2表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 下 水 道 費	2 建 設 費	北部浄化センター監視制御設備更新事業	6 4 6 , 2 0 0	28	1 0 0 , 0 0 0
				29	3 0 0 , 0 0 0
				30	2 4 6 , 2 0 0

第3表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業	1,741,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、平成69年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

平成 28 年度 徳島市 奨学事業 特別会計 予算

平成28年度徳島市奨学事業特別会計予算

平成28年度徳島市の奨学事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,039千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000千円と定める。

平成28年3月3日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 奨 学 事 業 収 入		10,124
	1 奨 学 事 業 収 入	10,124
2 繰 入 金		11,571
	1 一 般 会 計 繰 入 金	11,571
3 繰 越 金		2,344
	1 繰 越 金	2,344
歳 入	合 計	24,039

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 奨 学 事 業 費		24,001
	1 貸 付 事 業 費	24,001
2 公 債 費		38
	1 公 債 費	38
歳 出 合 計		24,039

平成 28 年度徳島市土地取得事業特別会計予算

平成28年度徳島市土地取得事業特別会計予算

平成28年度徳島市の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ563,246千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月3日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 収 入		536,653
	1 貸 付 金 元 利 収 入	536,653
2 諸 収 入		26,593
	1 諸 収 入	26,593
歳 入	合 計	563,246

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業費		536,653
	1 貸付金	533,452
	2 公債費	3,201
2 諸支出金		26,593
	1 諸支出金	26,593
歳出合計		563,246

平成 28 年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成28年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成28年度徳島市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,001千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12,000千円と定める。

平成28年3月3日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 事 業 収 入		9,558
	1 貸 付 金 元 利 収 入	9,558
2 繰 入 金		2,443
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,443
歳 入	合 計	12,001

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 事 業 費		733
	1 貸 付 事 業 費	733
2 公 債 費		11,268
	1 公 債 費	11,268
歳 出 合 計		12,001

平成 28 年度徳島市介護保険事業特別会計予算

平成28年度徳島市介護保険事業特別会計予算

平成28年度徳島市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,860,498千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

平成28年3月3日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 險 料		4,642,513
	1 介 護 保 險 料	4,642,513
2 使 用 料 及 び 手 数 料		609
	1 手 数 料	609
3 国 庫 支 出 金		5,671,515
	1 国 庫 負 担 金	4,260,262
	2 国 庫 補 助 金	1,411,253
4 支 払 基 金 交 付 金		6,460,506
	1 支 払 基 金 交 付 金	6,460,506
5 県 支 出 金		3,277,627
	1 県 負 担 金	3,226,972
	2 県 補 助 金	50,655
6 財 産 収 入		6,593
	1 財 産 運 用 収 入	6,593
7 繰 入 金		3,800,935
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,522,873
	2 基 金 繰 入 金	278,062

款	項	金 額
8 諸 収 入		200
	1 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	200
歳 入 合 計		23,860,498

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		519,643
	1 総 務 管 理 費	519,643
2 保 険 給 付 費		23,037,649
	1 介 護 サ ー ビ ス 費	23,037,649
3 地 域 支 援 事 業 費		272,554
	1 介 護 予 防 事 業 費	35,590
	2 包 括 的 支 援 ・ 任 意 事 業 費	236,964
4 基 金 積 立 金		6,593
	1 基 金 積 立 金	6,593
5 公 債 費		5,000
	1 公 債 費	5,000
6 諸 支 出 金		9,059
	1 諸 支 出 金	9,059
7 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	23,860,498

平成 28 年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成28年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成28年度徳島市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,347,378千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

平成28年3月3日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		2,523,888
	1 後期高齢者医療保険料	2,523,888
2 使用料及び手数料		191
	1 手 数 料	191
3 繰 入 金		816,011
	1 一 般 会 計 繰 入 金	816,011
4 諸 収 入		7,288
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,336
	2 雑 入	952
歳 入	合 計	3,347,378

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		53,520
	1 総 務 管 理 費	47,024
	2 徴 収 費	6,496
2 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		3,277,522
	1 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金	3,277,522
3 諸 支 出 金		6,336
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,336
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	3,347,378

平成 28 年度徳島市職員給与等支払特別会計予算

平成28年度徳島市職員給与等支払特別会計予算

平成28年度徳島市の職員給与等支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,268,854千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月3日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 振 替 収 入		17,268,854
	1 振 替 収 入	17,268,854
歳 入	合 計	17,268,854

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 給 与 等 支 払 費		17,268,854
	1 給 与 等 支 払 費	17,268,854
歳 出	合 計	17,268,854

平成 28 年度徳島市中央卸売市場事業会計予算

平成28年度徳島市中央卸売市場事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 取扱量

ア 水産物 38,000トン

イ 青果物 76,000トン

(2) 主要な建設改良事業

立体駐車場LED照明設置工事 15,000千円

火災報知設備配線工事 10,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	市場事業収益	571,822千円	
第1項	営業収益	408,150千円	
第2項	営業外収益	163,672千円	
		支 出	
第1款	市場事業費用	574,490千円	
第1項	営業費用	548,422千円	
第2項	営業外費用	25,068千円	
第3項	予備費	1,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額108,568千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,198千円及び過年度分損益勘定留保資金103,370千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		38,402千円
第1項 出資金		38,402千円
	支	出
第1款 資本的支出	146,970千円	
第1項 建設改良費	70,167千円	
第2項 企業債償還金	76,803千円	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 職員給与費119,659千円については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第6条 行政監督等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、140,902千円である。

平成28年3月3日提出

徳島市長 原 秀 樹

平成 28 年度徳島市商業観光施設事業会計予算

平成28年度徳島市商業観光施設事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度商業観光施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 ロープウェイ

(1) 普通索道

ア 年間使用搬器数	67,142器
イ 年間総利用人数	157,119人
ウ 一日平均利用人数	430人

2 駐車場

(1) 新町地下駐車場

ア 駐車台数	133台
イ 年間駐車台数	87,235台
(ア) 普通駐車	62,780台
(イ) 全日定期駐車	5,475台
(ウ) 夜間定期駐車	7,300台
(エ) 昼間定期駐車	11,680台
ウ 一日平均駐車台数	239台
(ア) 普通駐車	172台
(イ) 全日定期駐車	15台
(ウ) 夜間定期駐車	20台
(エ) 昼間定期駐車	32台

(2) 紺屋町地下駐車場

ア 駐 車 台 数	2 8 7 台
イ 年 間 駐 車 台 数	1 6 7, 9 0 0 台
(ア) 普 通 駐 車	1 0 2, 2 0 0 台
(イ) 全 日 定 期 駐 車	3 1, 0 2 5 台
(ウ) 夜 間 定 期 駐 車	9, 1 2 5 台
(エ) 昼 間 定 期 駐 車	2 5, 5 5 0 台
ウ 一 日 平 均 駐 車 台 数	4 6 0 台
(ア) 普 通 駐 車	2 8 0 台
(イ) 全 日 定 期 駐 車	8 5 台
(ウ) 夜 間 定 期 駐 車	2 5 台
(エ) 昼 間 定 期 駐 車	7 0 台
エ 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
自家発電装置更新工事	4 1, 3 0 0 千円

(3) 徳島駅前西地下駐車場

ア 駐 車 台 数	1 5 4 台
イ 年 間 駐 車 台 数	3 6 7, 9 2 0 台
(ア) 普 通 駐 車	3 6 2, 4 4 5 台
(イ) 泊 駐 車	3, 6 5 0 台
(ウ) 夜 間 定 期 駐 車	1, 8 2 5 台
ウ 一 日 平 均 駐 車 台 数	1, 0 0 8 台
(ア) 普 通 駐 車	9 9 3 台
(イ) 泊 駐 車	1 0 台
(ウ) 夜 間 定 期 駐 車	5 台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款	商業観光施設事業収益	1 9 4, 0 8 4 千円

第1項	索道営業収益	42千円
第2項	駐車場営業収益	177,893千円
第3項	営業外収益	16,149千円

支 出

第1款	商業観光施設事業費用	189,904千円
第1項	索道営業費用	56,107千円
第2項	駐車場営業費用	121,866千円
第3項	営業外費用	10,931千円
第4項	予備費	1,000千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出

第1款	資本的支出	55,535千円
第1項	建設改良費	41,300千円
第2項	企業債償還金	14,235千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,980,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第6条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	機械及び装置	ガスタービン自家発電装置	一 式

平成28年3月3日提出

徳島市長 原 秀 樹

平成 28 年度 徳島市 水道事業 会計 予算

平成28年度徳島市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	125,668戸
(2) 年間総配水量	31,391,000 m ³
(3) 一日平均配水量	86,003 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
原水及び浄水施設事業	447,436千円
配水施設事業	1,670,878千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	水道事業	収益	5,401,777千円
第1項	営業	収益	4,766,805千円
第2項	営業外	収益	621,576千円
第3項	特別	利益	13,396千円
	支	出	
第1款	水道事業	費用	4,982,647千円
第1項	営業	費用	4,202,405千円
第2項	営業外	費用	773,947千円
第3項	特別	損失	4,295千円
第4項	予備	費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,638,027千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額37,215千円、過年度分損益勘定留保資金174,977千円、当年度分損益勘定留保資金1,588,780千円、減債積立金600,000千円及び繰越利益剰余金237,055千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	870,659千円
第1項	企業債	300,000千円
第2項	工事負担金	89,000千円
第3項	加入金	193,666千円
第4項	負担金	21,916千円
第5項	県補助金	68,238千円
第6項	他会計補助金	38,325千円
第7項	固定資産売却代金	1,714千円
第8項	その他資本剰余金	157,800千円
支 出		
第1款	資本的支出	3,508,686千円
第1項	建設改良費	2,181,449千円
第2項	企業債償還金	1,327,237千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水管整備事業	300,000千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め40年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。
			ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,339,741千円

(2) 交際費 420千円

(他会計からの補助金)

第8条 統合簡易水道建設改良等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、70,739千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、272,000千円と定める。

平成28年3月3日提出

徳島市長 原 秀 樹

平成 28 年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算

平成28年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度旅客自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間使用車両数	8,030両(一日平均22両)
(2) 年間運転キロメートル数	728,933キロメートル
(3) 年間総輸送人員	1,741,826人
(4) 一日平均輸送人員	4,772人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	旅客自動車運送事業収益	741,461千円
第1項	営業収益	302,057千円
第2項	営業外収益	439,404千円
支 出		
第1款	旅客自動車運送事業費用	757,071千円
第1項	営業費用	729,662千円
第2項	営業外費用	26,409千円
第3項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額23,456千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額182千円及び過年度分損益勘定留保資金23,274千円で補てんするものとする。)

		収	入	
第1款	資 本 的	収 入		8 0 5 千円
第1項	補 助	金		8 0 5 千円
		支	出	
第1款	資 本 的	支 出		2 4 , 2 6 1 千円
第1項	建 設 改 良	費		2 , 4 5 9 千円
第2項	企 業 債 償 還	金		2 1 , 8 0 2 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 5 7 8 , 5 8 2 千円 |
| (2) 交 際 費 | 4 2 0 千円 |

(他会計からの補助金)

第7条 共済追加費用等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、375,573千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、60,000千円と定める。

平成28年3月3日提出

徳 島 市 長 原 秀 樹

平成 28 年度 徳島市市民病院事業会計予算

平成28年度徳島市市民病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	3 3 9床
(2) 年 間 患 者 数	
ア 入院患者数	1 0 2, 2 0 0人
イ 外来患者数	1 0 7, 1 6 3人
(3) 一日平均患者数	
ア 入院患者数	2 8 0人
イ 外来患者数	4 4 1人
(4) 主要な建設改良事業	
医療機械器具購入	8 3 9, 2 8 7千円
医療施設整備	7, 3 5 0千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	病院事業収益	1 0, 5 2 2, 3 8 3千円
第1項	医業収益	9, 0 8 4, 1 8 6千円
第2項	医業外収益	1, 4 3 3, 1 9 7千円
第3項	特別利益	5, 0 0 0千円

支 出		
第1款	病院事業費用	10,519,623千円
第1項	医療費用	10,115,615千円
第2項	医療外費用	374,008千円
第3項	特別損失	25,000千円
第4項	予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額293,652千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,364千円、過年度分損益勘定留保資金86,343千円及び当年度分損益勘定留保資金204,945千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	1,262,746千円
第1項	企業債	846,500千円
第2項	負担金	416,246千円
支 出		
第1款	資本的支出	1,556,398千円
第1項	建設改良費	866,988千円
第2項	企業債償還金	641,910千円
第3項	他会計借入金償還金	47,500千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
医療機械器具等整備事業	839,200千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め30年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。 財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。
医療施設整備事業	7,300千円			

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 職員給与費 | 4,763,718千円 |
| (2) 交際費 | 420千円 |

(他会計からの補助金)

第8条 共済追加費用等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、414,879千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,100,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	医療機械器具備品	X線CT診断装置	一式
	医療機械器具備品	注射薬自動払出システム	一式
	医療機械器具備品	高圧蒸気滅菌器	一式
	医療機械器具備品	移動型汎用X線透視診断装置	一式
	医療機械器具備品	器具除染用洗浄器	一式
	医療機械器具備品	内視鏡ビデオスコープシステム	一式
	医療機械器具備品	超音波内視鏡システム	一式
	医療機械器具備品	レーザー手術装置	一式
	医療機械器具備品	臨床検査機器	一式
	医療機械器具備品	汎用超音波診断装置	一式

平成28年3月3日提出

徳島市長 原 秀 樹

この冊子は再生紙を使用しています。

